

アスベスト健康被害対策に関する意見書

尼崎市のクボタ旧神崎工場等で働いていた従業員ら 79 人が、中皮腫や肺がんなどアスベストが原因と見られる疾患で亡くなっていたことが明らかになり、また従業員の家族や工場の周辺住民までが中皮腫を発症し、死亡者が出ています。更に、全国的にも、アスベストによる健康被害の実態が明らかになってきており、今後も多くの被害者が出るのが懸念されます。

アスベストは、直接それを扱う作業に従事しなくても、周辺に住み少量吸入するだけで中皮腫などを発症しうると言われている上、潜伏期間が長いことから、今後も被害者の増大が予想され、本市にも多くの相談が寄せられるなど、周辺住民も大きな不安を抱えています。

よって、政府におかれては、一日も早く住民の不安を解消し、安全・安心な生活を確保するため、早急に次の措置を講じられるよう強く要望いたします。

- 1 自治体窓口との連携を強化し、被害者の相談体制を確立すること。
- 2 周辺住民等の健康被害の実態調査を行い、被害を受けた住民への医療費補助等の措置を講じること。
- 3 公害健康被害の補償等に関する法律の補償対象となるよう措置を講じるなど、被害を受けた住民の救済に当たること。
- 4 アスベストの健康被害にかかる労災補償については、時効の見直しを含め、被害者が広く労災認定を受けられるよう措置すること。
- 5 アスベストと中皮腫、肺がん等との因果関係を究明し、診断、治療をする専門医を育成するとともに、治療法の確立を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 17 年 7 月 15 日

尼崎市議会議長

関係大臣あて